

青森山田中学高等学校

学校災害対応マニュアル

令和6年4月1日改定
青森山田中学高等学校

1 ねらい

- (1) 本校における地震・津波・風水害などの災害発生時の対応策について教職員の役割を明確にし、学校防災体制を確立する。
- (2) 本校における地震・津波・風水害などの災害発生時に的確に対応するため危機管理体制、その他の基本事項をまとめ教職員及び生徒の安全確保を図るとともに本校の社会的責任を果たす。

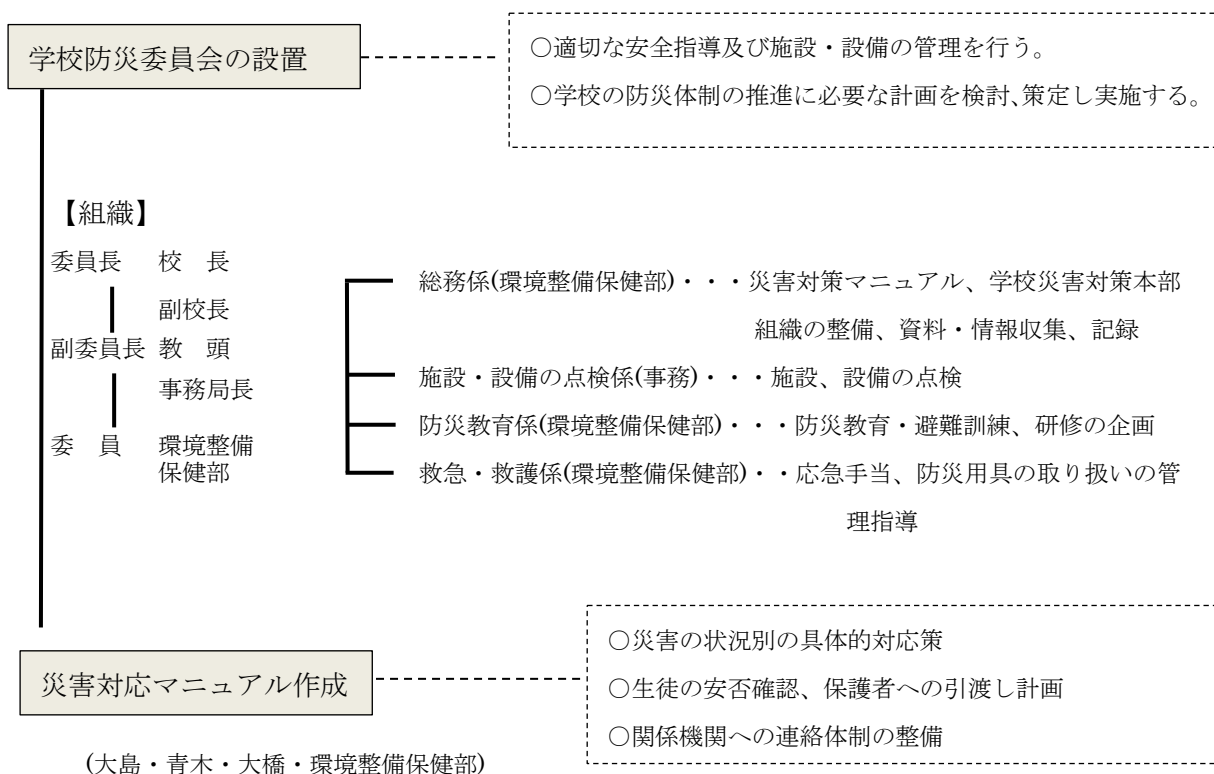
2 目次

(1) 日常的な学校の防災活動	・ ・ ・ ・ ・	P 1～P 2
(2) 校内災害対策本部組織図	・ ・ ・ ・ ・	P 3
(3) 地震・津波発生時における教職員の非常配備計画	・ ・ ・ ・ ・	P 4
(4) 地震発生時の対応	～①生徒在校時～	・ ・ ・ ・ ・ P 5～P 6
	～②校外活動時～	・ ・ ・ ・ ・ P 7
	～③登下校時～	・ ・ ・ ・ ・ P 8
	～④夜間・休日等～	・ ・ ・ ・ ・ P 9
(5) 津波発生時の対応	～生徒在校時～	・ ・ ・ ・ ・ P 10
(6) 風水害発生時の対応	～①生徒在校時～	・ ・ ・ ・ ・ P 11
	～②夜間・休日等～	・ ・ ・ ・ ・ P 11
(7) 雷・竜巻発生時の対応	・ ・ ・ ・ ・	P 12
(8) 授業再開に向けての対応	・ ・ ・ ・ ・	P 13
(9) Jアラート発信時の対応	・ ・ ・ ・ ・	P 14～P 15
(10) 校内情報連絡体制	・ ・ ・ ・ ・	P 16
(11) 主要連絡先一覧	・ ・ ・ ・ ・	P 17

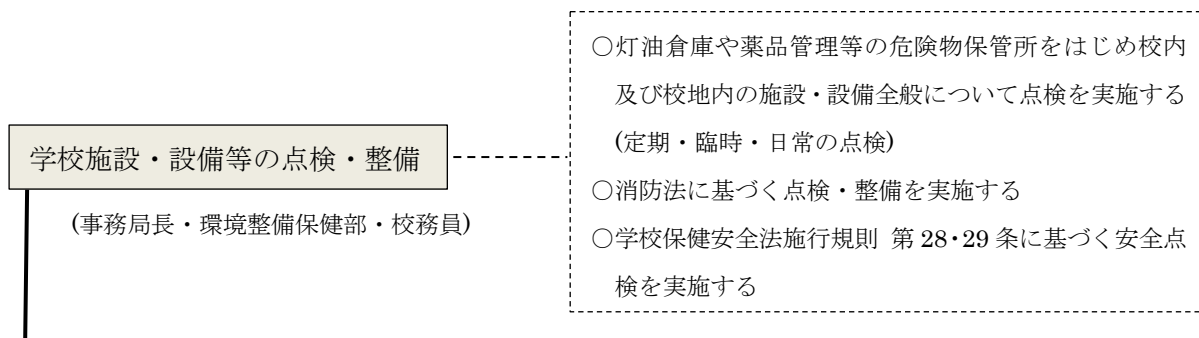
(1) 日常的な学校の防災活動

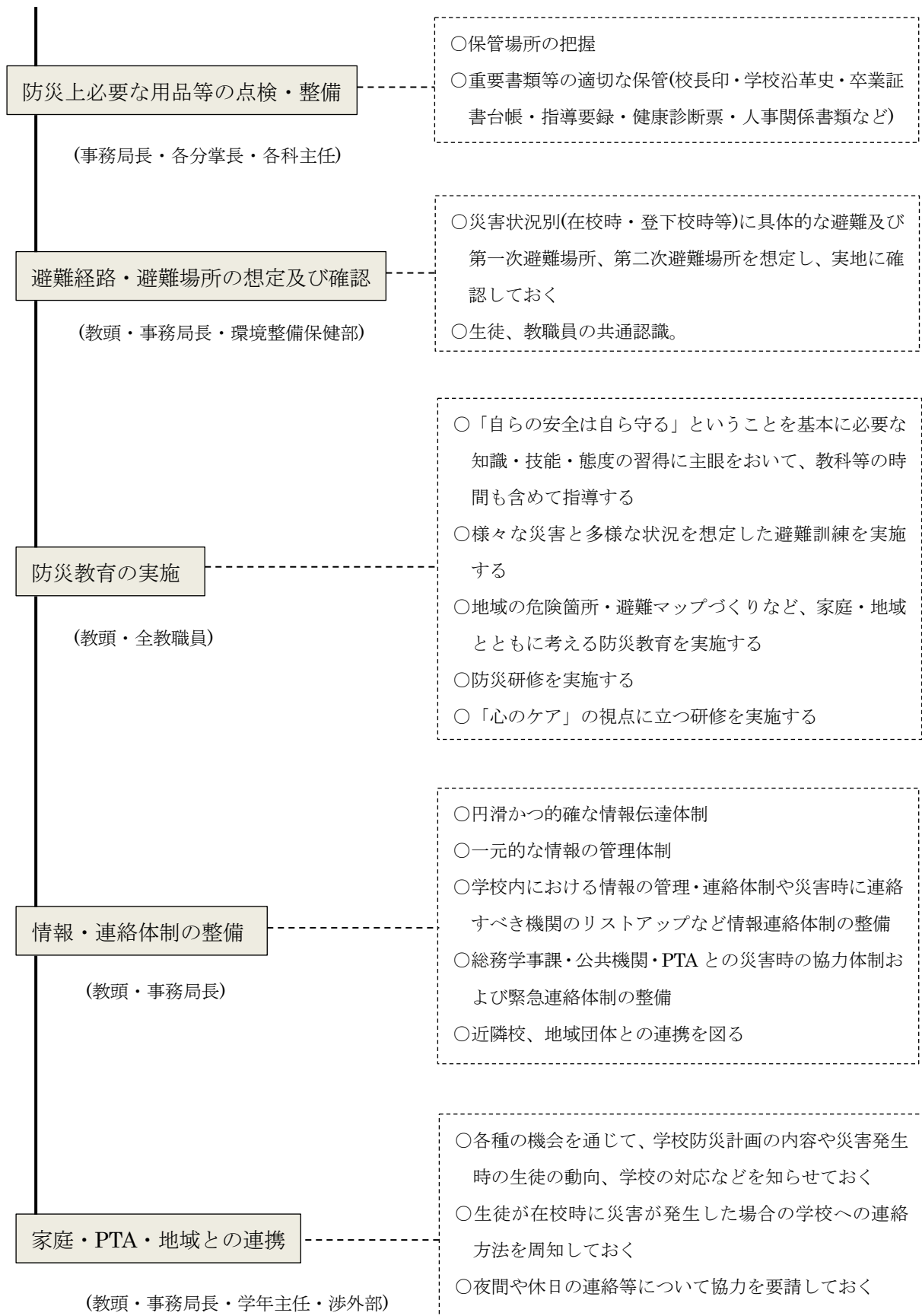
日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合においても速やかに生徒の安全確保を図るため、防災計画に次の事項について定める。

(1) 平常時における学校防災委員会とその役割



(2) 日頃から講じておくべき措置

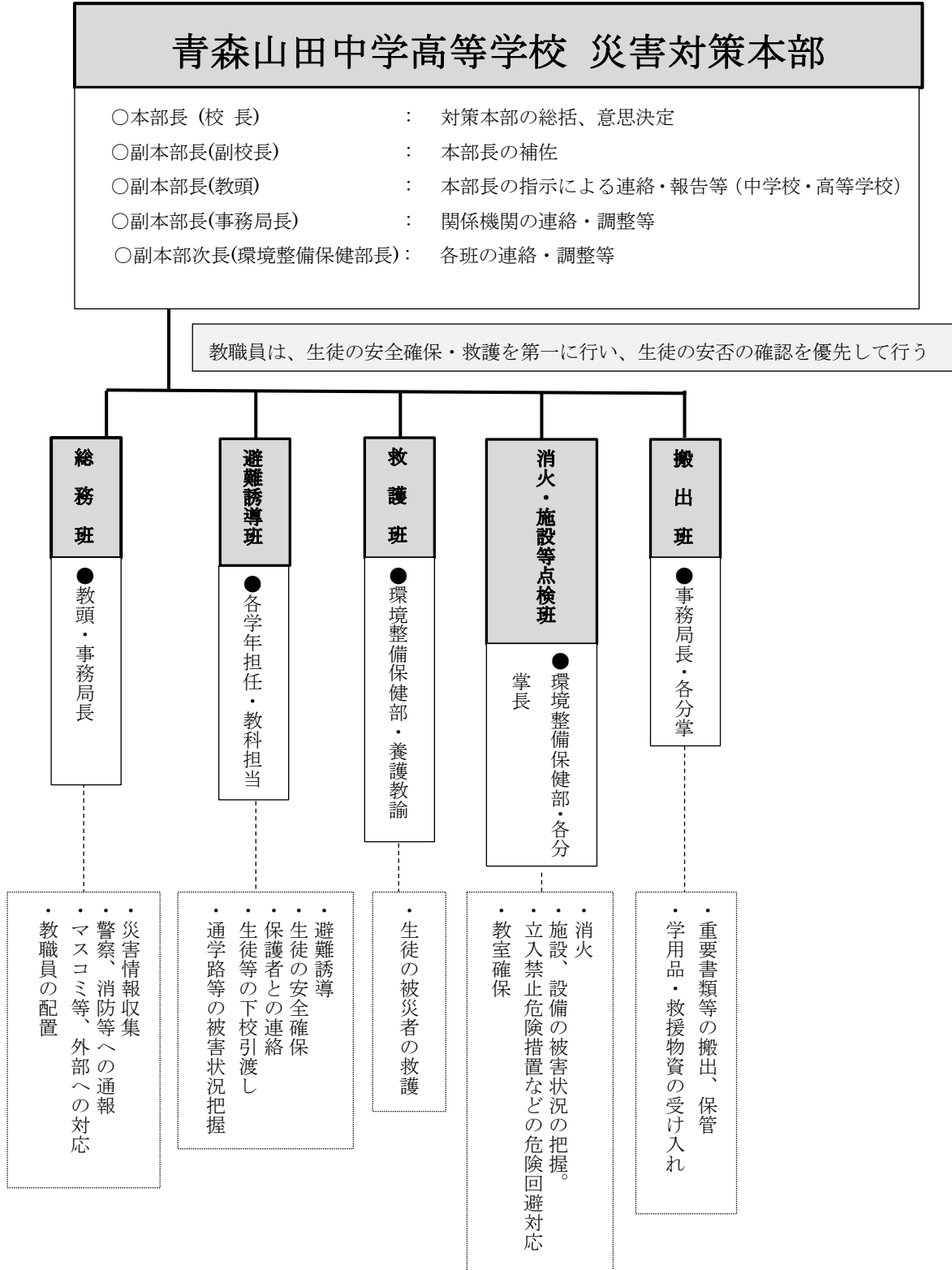




(2) 校内災害対策本部組織図

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。

消防計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえ、本校の実情に応じた組織を編成し、周知徹底を図っておく必要がある。



(3) 災害発生時における教職員の非常配備計画

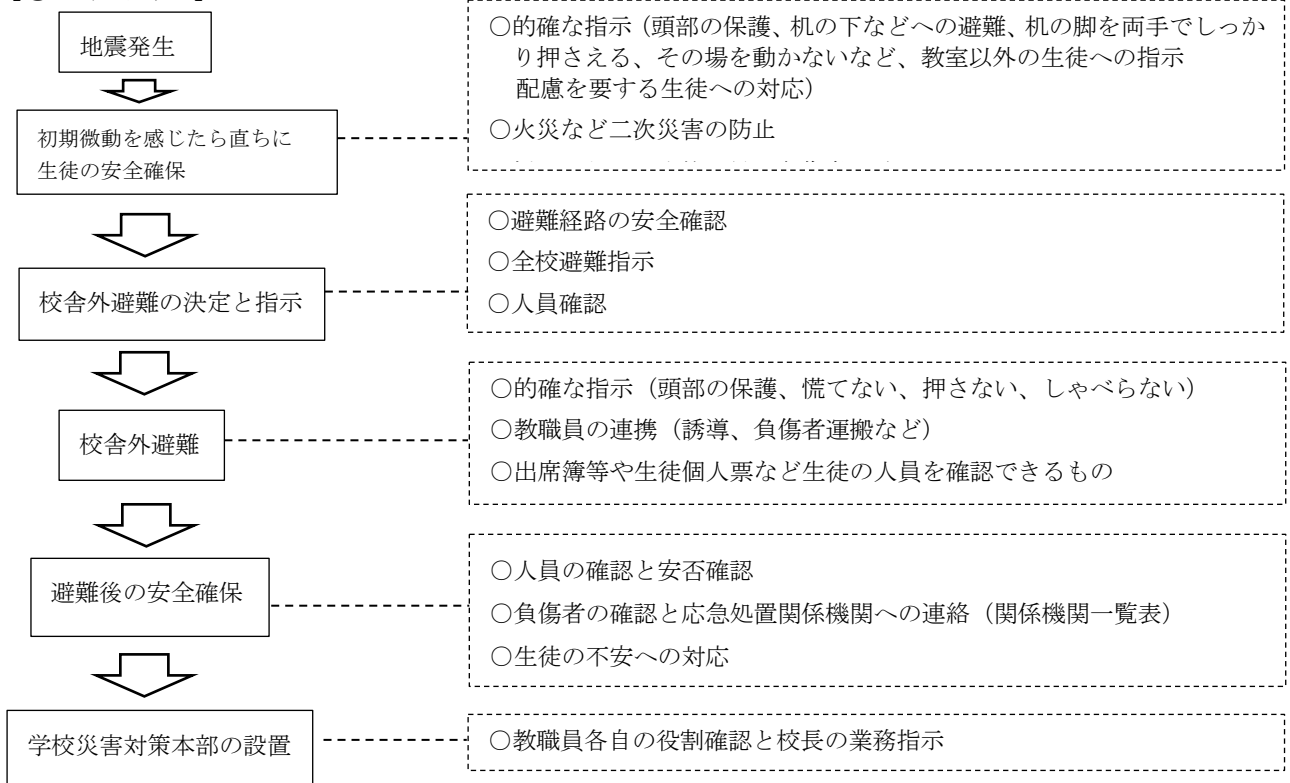
配備区分	情報連絡体制	配備基準	学校の配備体制
警戒配備	警戒体制	(1)青森市内で震度4の地震が発生したとき (2)陸奥湾に津波注意報「津波注意」が発表されたとき (3)青森市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害が発生しはじめたとき (4)その他、学園本部・総務学事課が必要と認めるとき	校長・副校長・教頭 事務局長 (他の教職員は待機)
	災害警戒本部体制	(1)陸奥湾に津波警報「津波」が発表されたとき (2)青森市内に大雨、洪水、暴風等により、青森市内に災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3)その他、学園本部・総務学事課が必要と認めるとき	
非常1号配備	災害対策本部体制	(1)青森市内で震度5弱の地震が発生したとき (2)陸奥湾に津波警報「大津波」が発表されたとき (3)青森市内に大雨、洪水、暴風等により、青森市内に災害が発生し、かつ拡大するおそれがあるとき (4)青森市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5)その他、学園本部・総務学事課が必要と認めるとき	校長・副校長・教頭 事務局長・運営委員 (他の教職員は待機)
非常2号配備	災害対策本部体制	(1)青森市内で震度5強の地震が発生したとき (2)青森市内に大雨、洪水、暴風等により、青森市内に災害が青森市の広範囲に発生し、更に拡大するおそれがあるとき (3)その他、学園本部・総務学事課が必要と認めるとき	校長・副校長・教頭 事務局長・運営委員 養護教諭 (他の教職員は待機)
非常3号配備	災害対策本部体制	(1)青森市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2)青森市内全域に大規模な災害が発生したときと、更に全域に拡大するおそれがあるとき (3)その他、学園本部・総務学事課が必要と認めるとき	全教職員

※ 教職員は、家族等の安全を確保した後、職場集合とする（学校、寮及び生徒に被害があるときは、状況に応じて職場集合とする）

※ 教職員は、生徒の安全確保を最優先とし、安否を確認する

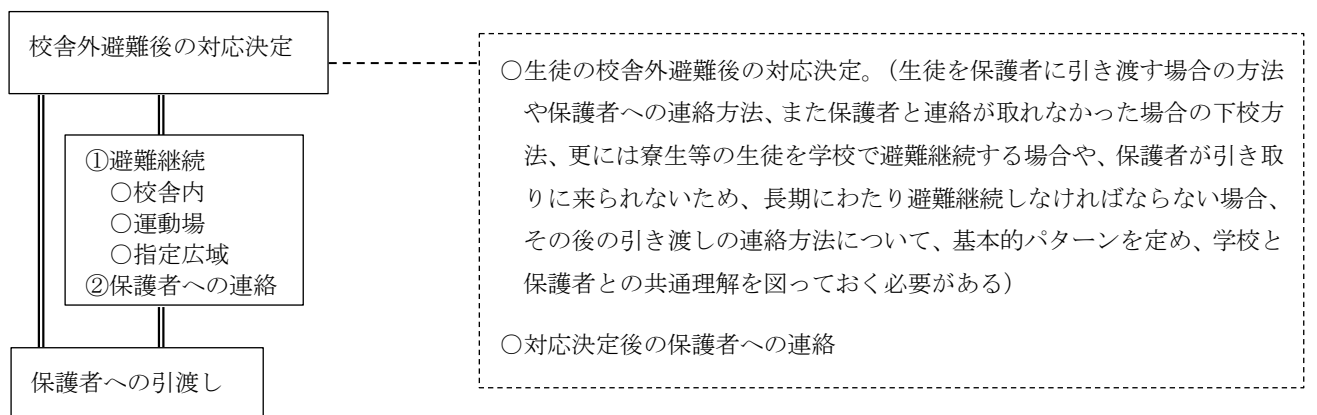
(4) 地震発生時の対応 ～①生徒在校時～

【①基本的対応】



(校長指示→ 教頭)

1	避難場所での対応	○生徒の不安に対する対処、安全確保（少人数で全体が見渡せるように、生徒等のそばにいて、勝手な行動をとらないように指示）
2	被害状況の把握	○学校施設・通学路等の点検 ・通学路及び生徒の校舎内避難、避難所開設等のための、外見上の安全確認 ・危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応
3	災害情報の収集	○マスコミ：地震の規模、余震の可能性と規模、津波などの二次災害の危険性等の情報収集 ○地域：学校周辺の被害状況、危険箇所、関係機関等の連絡
4	学園本部・学事課への報告	○被害状況、その他学校内外の指導事項の確認、その他の情報収集、状況に応じた臨時休校措置
5	外部との対応	○保護者、親類、知人、マスコミ等からの照会に対応。近隣学校間とのネットワークの確立（近隣学校間で情報交換する）
6	避難所の開設	○避難所開設



【②被災状況別の対応例】

ア 授業中

※ 避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時、担当教諭。 ○教師による安全確保の的確な指示(頭部の保護、窓や壁際から離れさせる) ○火気使用中であれば消火する。 ○生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認。 ○余震や二次災害に備え、生徒達を落ち着かせる。 	○机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかり持つよう指示(火気使用中の場合、消化の指示)
実習教室		○実験・実習中であれば、危機回避の指示(ガス・薬品・熱・車体から離れる)
体育館		○中央に集合させ、体を低くするよう指示(建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある) ○天井からの落下物に注意させる
校 庭		○建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするように指示
プール		○速やかにプールの縁に移動させ、柵をつかむように指示 ○揺れが収まれば、素早くプールから出るよう指示 ○避難準備(サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る)
図書室		○書棚から離れるよう指示する

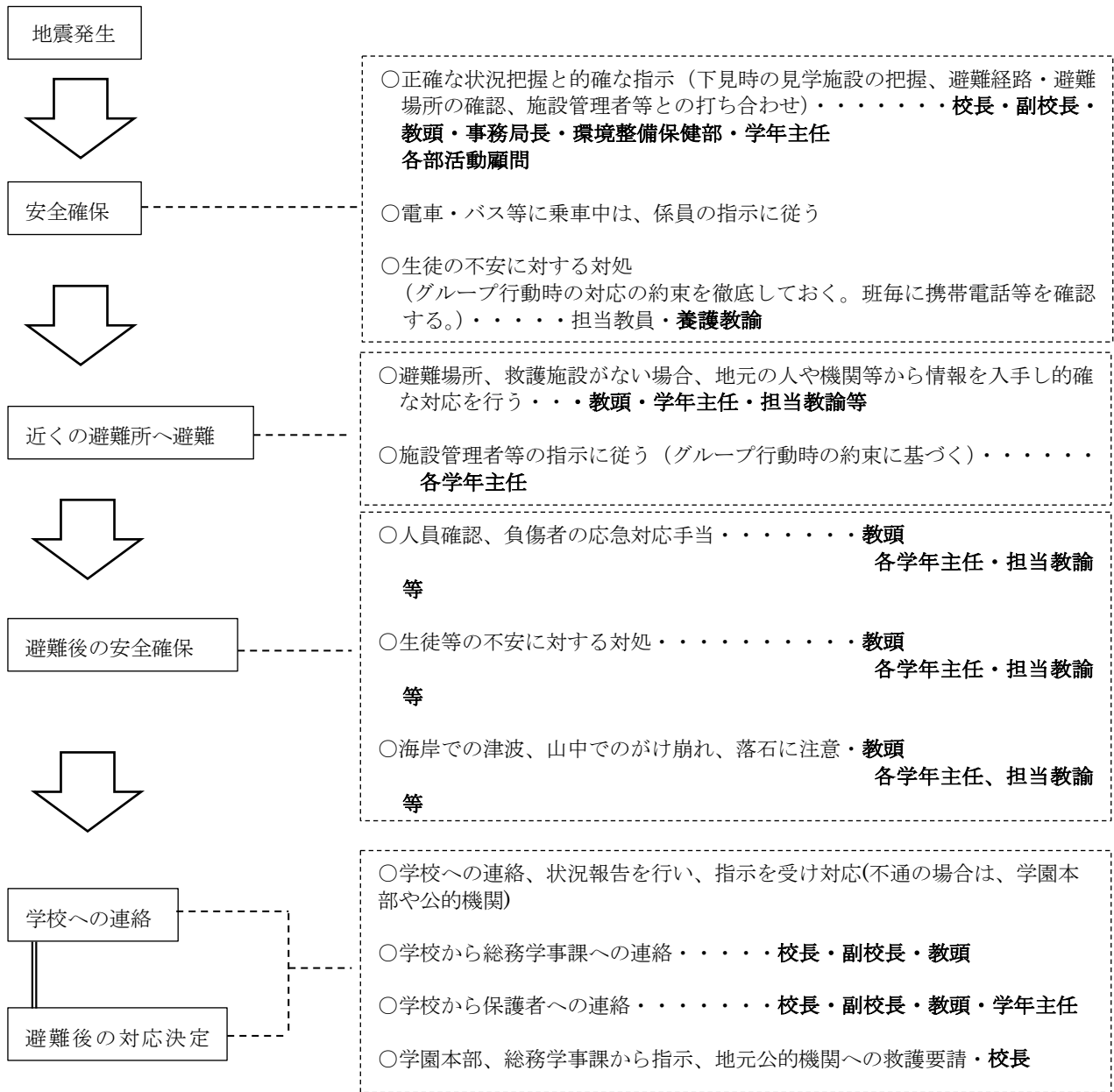
【指示例】

- ①「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下に潜りなさい。両手で机の脚をしっかり持ち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい。」
- ②「落ち着きなさい。被害が予想されるので、グラウンドに避難します。声を出さず、校舎内は走らず、静かに避難しなさい。上からの落下物に気をつけながら、落ち着いて指示に従って校庭に避難しなさい。」

イ 始業前・休み時間・放課後(教師と生徒が離れている場合)

場 所	生 徒 の 行 動 (日常の防災教育の中で予め指導)	教 職 員 の 対 応
階 段 廊 下 トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護し、じっと待機する ○落下物や倒壊物に気をつける ○揺れが収まったら、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する ○周囲の安全確認をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉放送等により全校に指示。(揺れが収まるまで、頭部を保護して待機するよう指示する) ○教職員は分散して生徒の安全確保、指示誘導する ○校舎外にいる生徒の安全確保、負傷者の応急手当をする
校庭等	<ul style="list-style-type: none"> ○建物、ブロック塀、窓ガラスの近く、サッカーゴール等、倒壊の危険のあるものから離れる ○揺れが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する 	

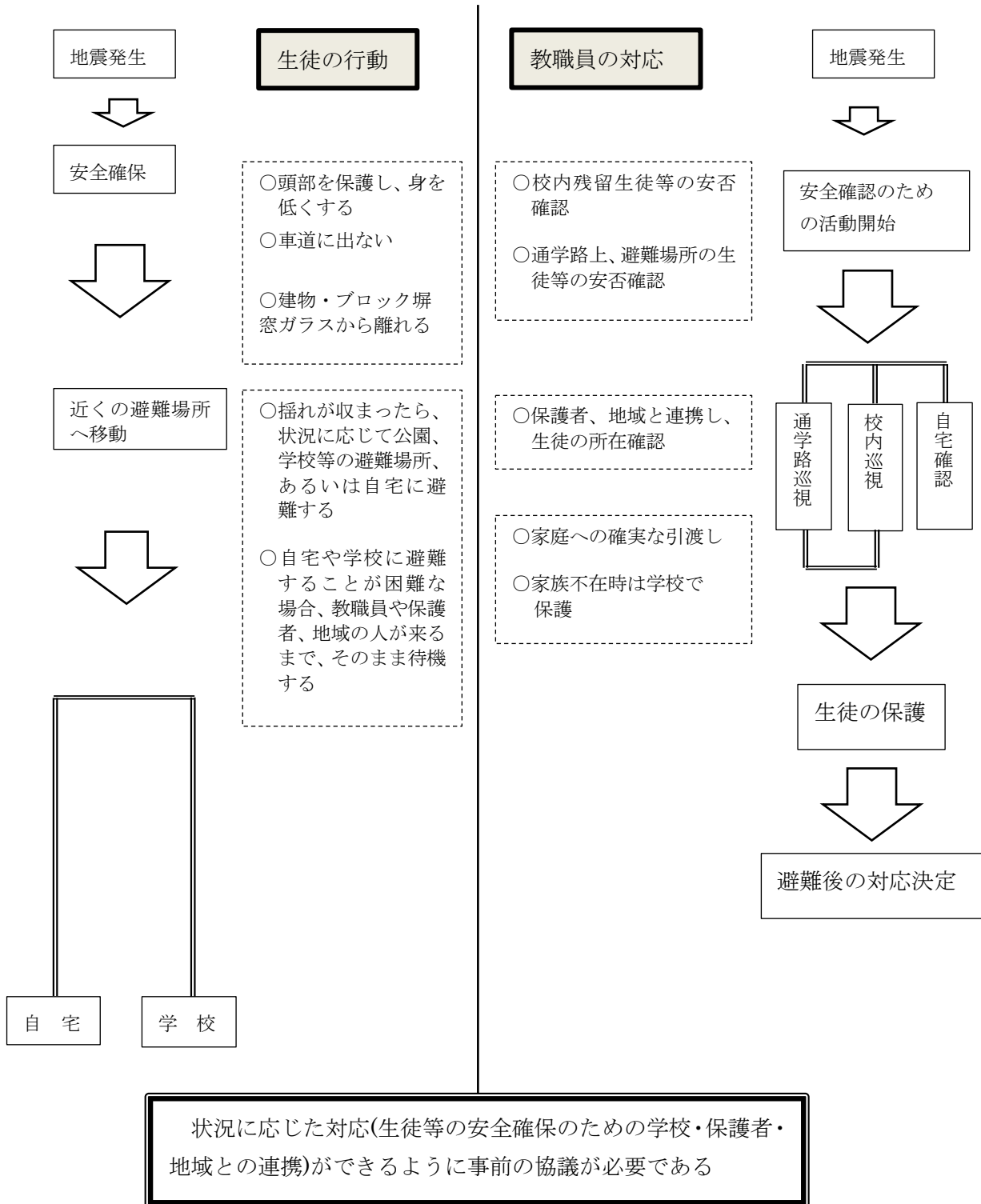
～②校外活動時～



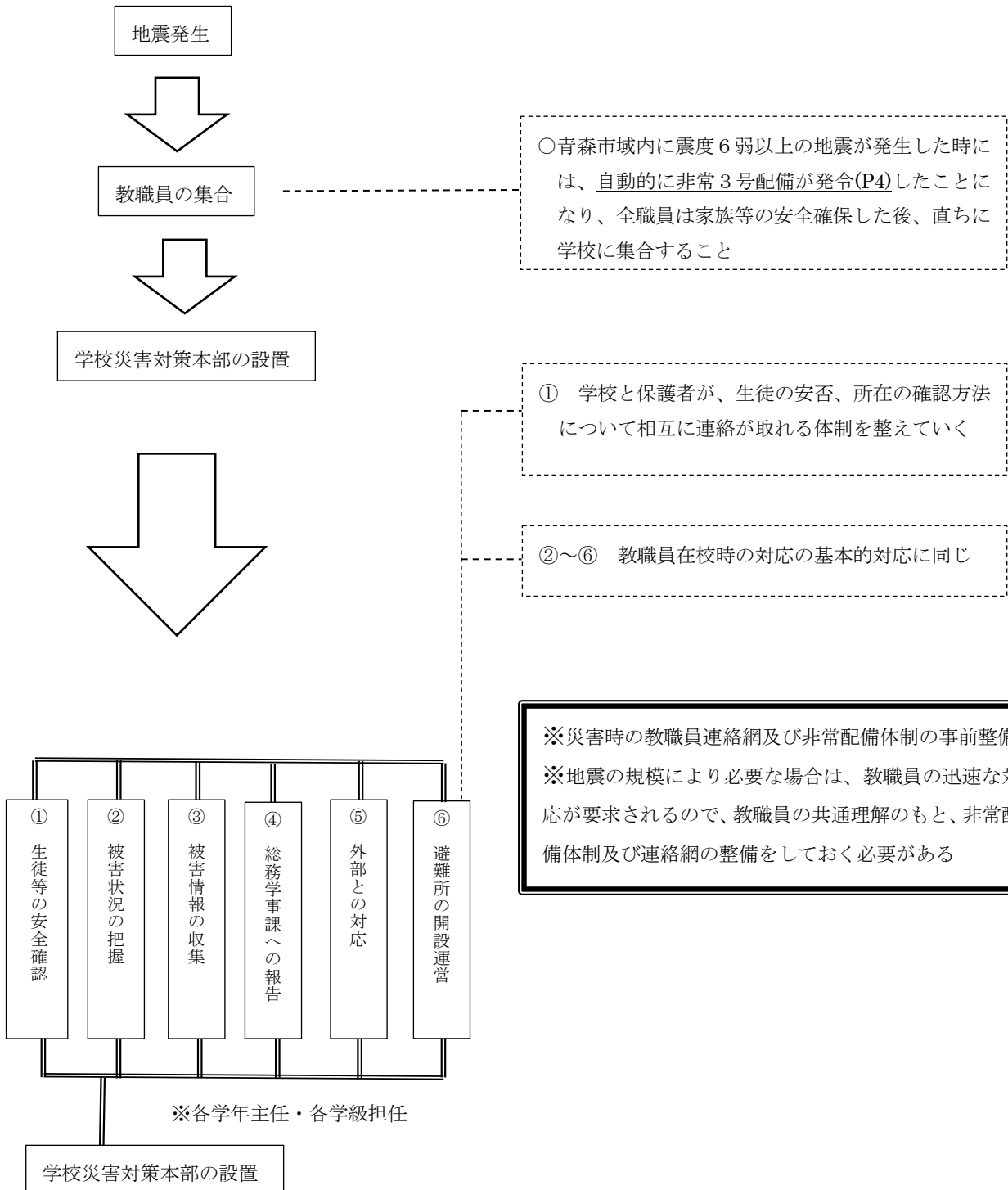
※ 修学旅行・大会等、市域外で学習しているときに青森市内に地震があった場合

- ・地震の規模、被害状況等の情報収集・・・団長・各教員・担当教諭等
- ・学校または学園本部への連絡、指示をうけ対応・・・団長・各教員・担当教諭等
- ・地元公的機関や関係機関(旅行業者等)との連携・・・団長・各教員・担当教諭等
- ・生徒の不安に対する対処(状況説明、今後の対応等)・・・養護教諭

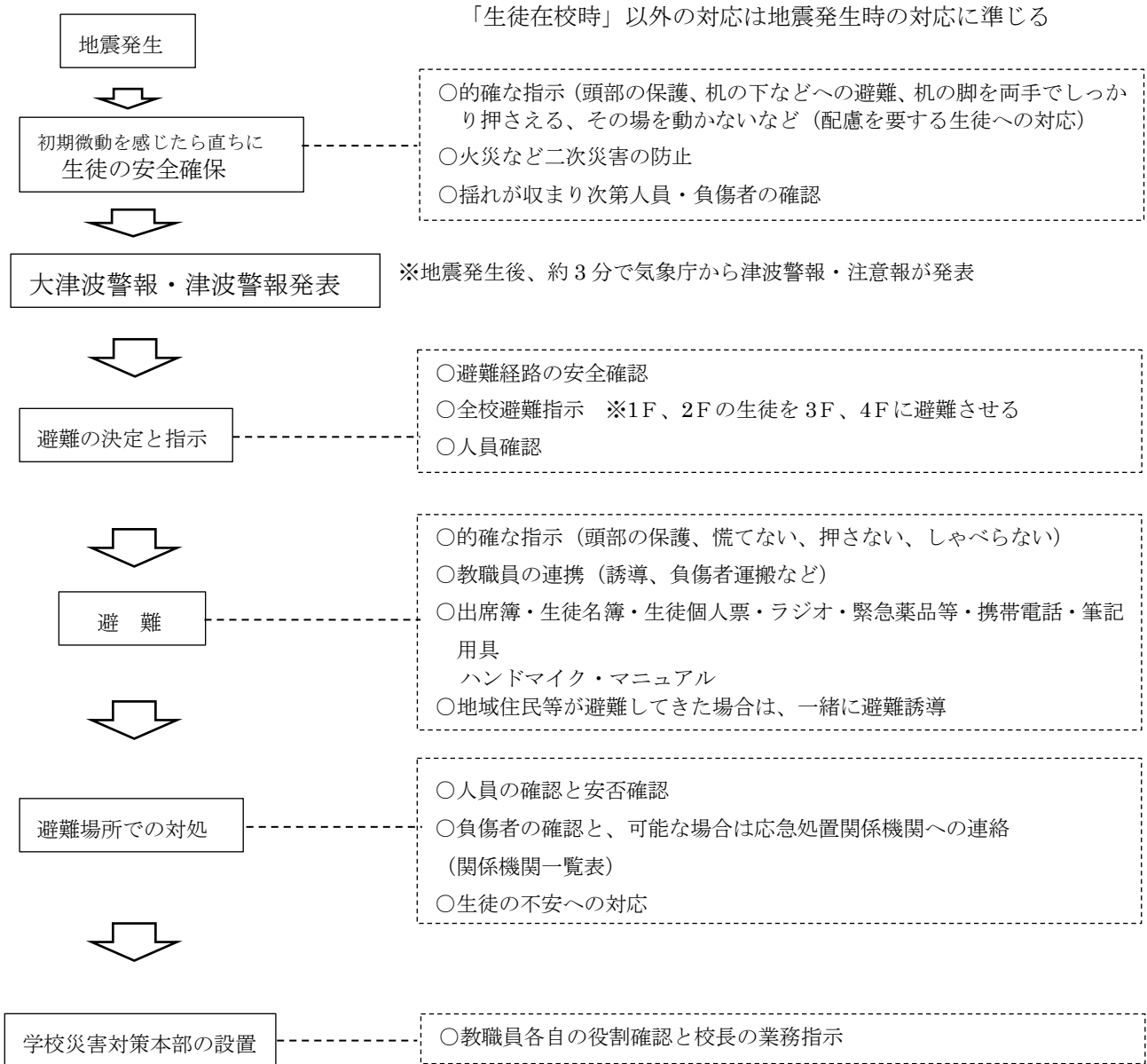
～③登下校時～



～④夜間・休日等～



(5) 津波発生時の対応 ～生徒在校時～

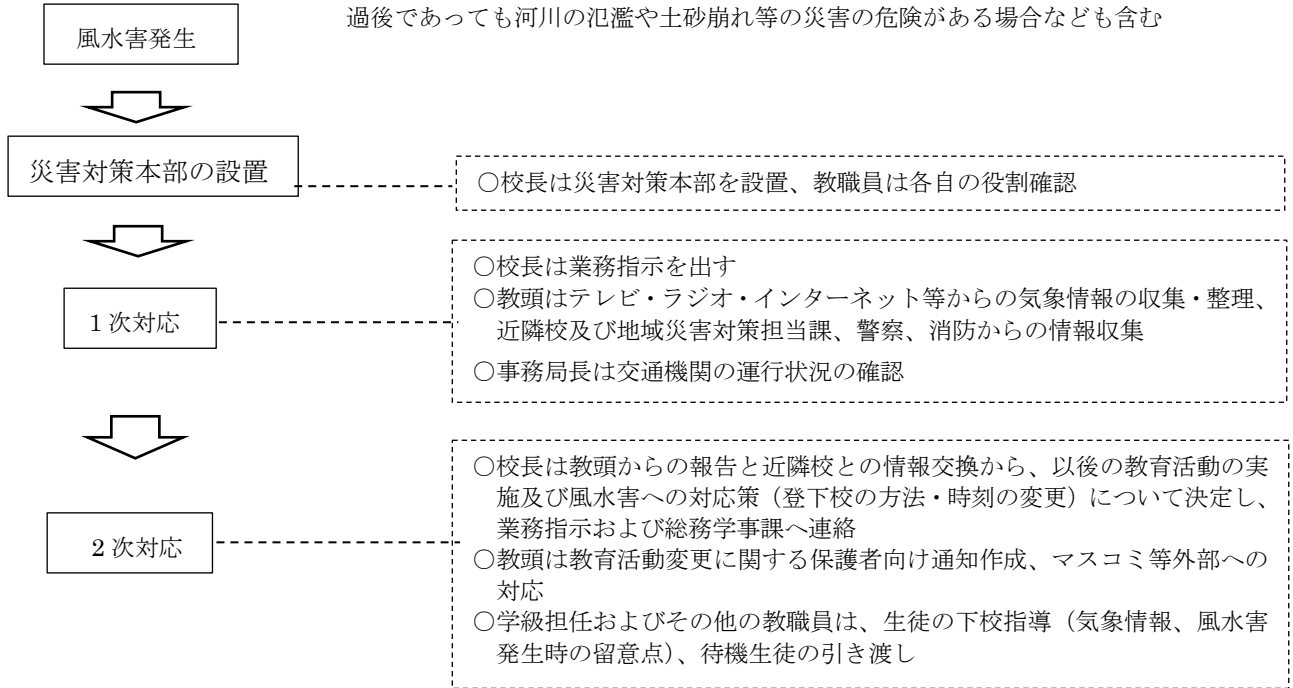


※大津波警報・津波警報が解除になるまでは避難場所で待機

※以下、保護者への引き渡しまでは(4)の①の地震発生時の対応に準じる

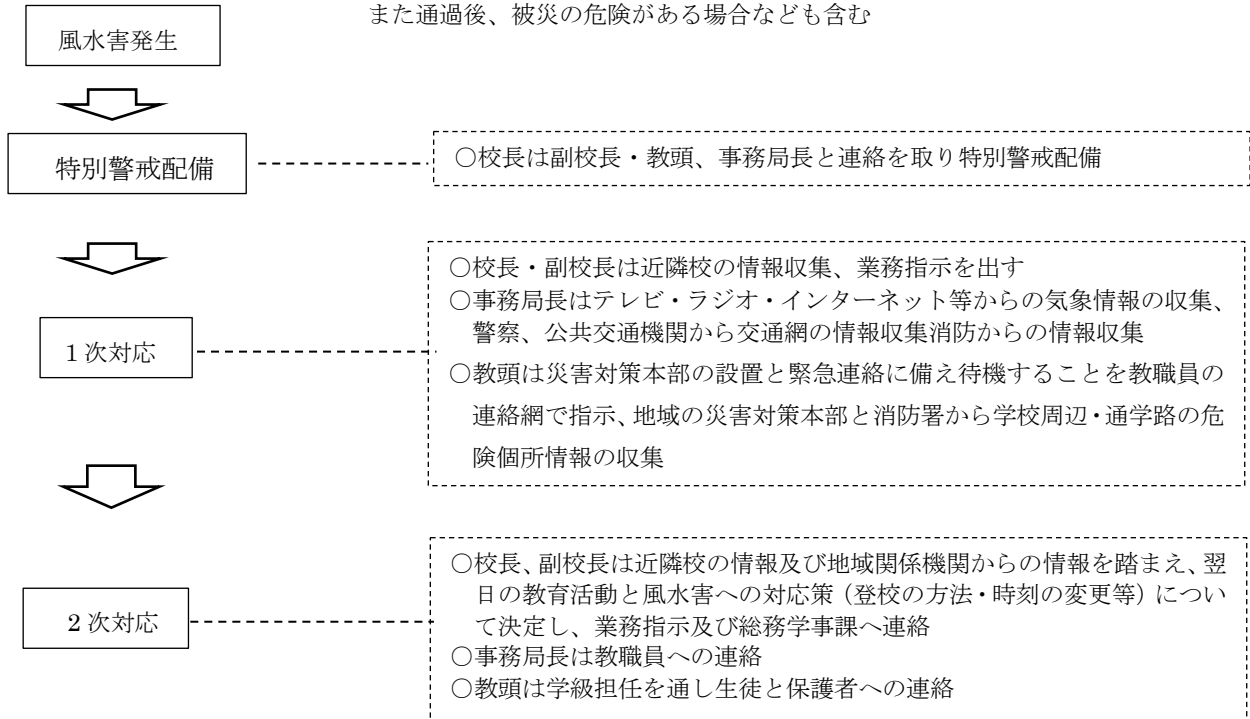
(6) 風水害発生時の対応 ～①生徒在校時～

※暴風雨が下校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また通過後であっても河川の氾濫や土砂崩れ等の災害の危険がある場合なども含む



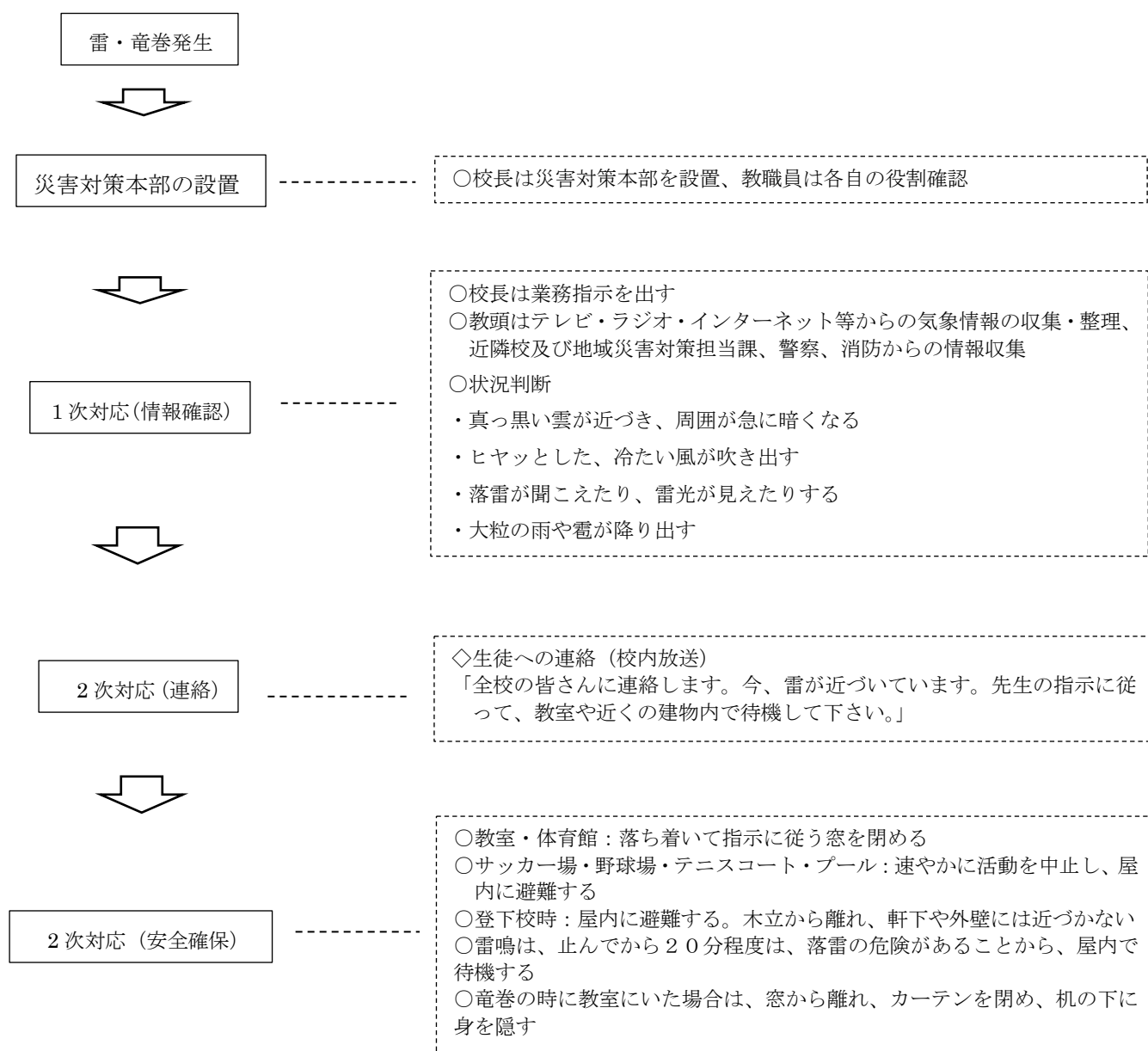
～②夜間・休日等～

※暴風雨が翌日の登校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また通過後、被災の危険がある場合なども含む

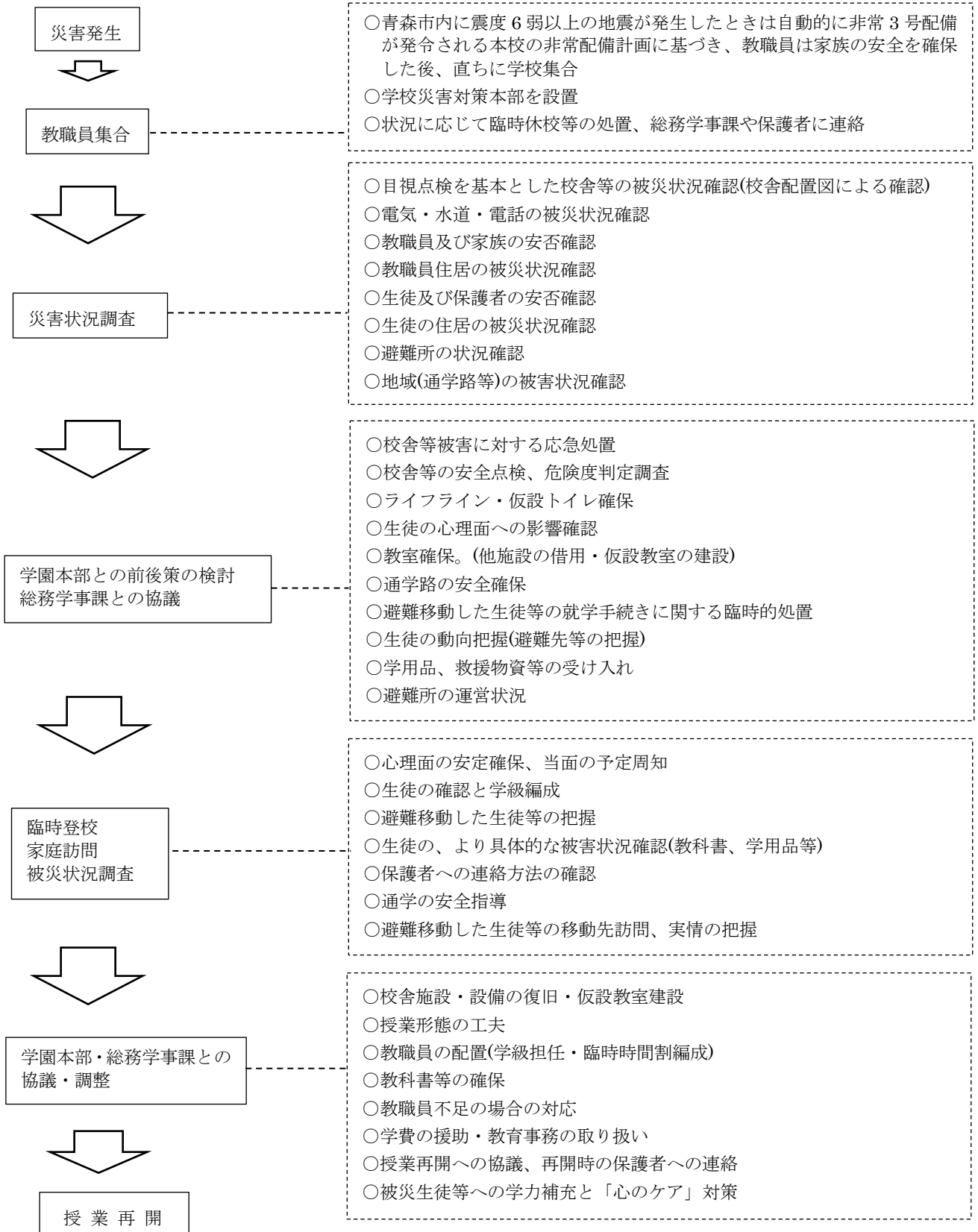


(7) 雷・竜巻発生時の対応

※発生した積乱雲がもたらす落雷や竜巻等突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難である。屋外での教育活動においては、指導者は、随時に気象情報を確認することで落雷や竜巻等突風を認識するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、生徒の安全を確保する。



(8)授業再開に向けての対応

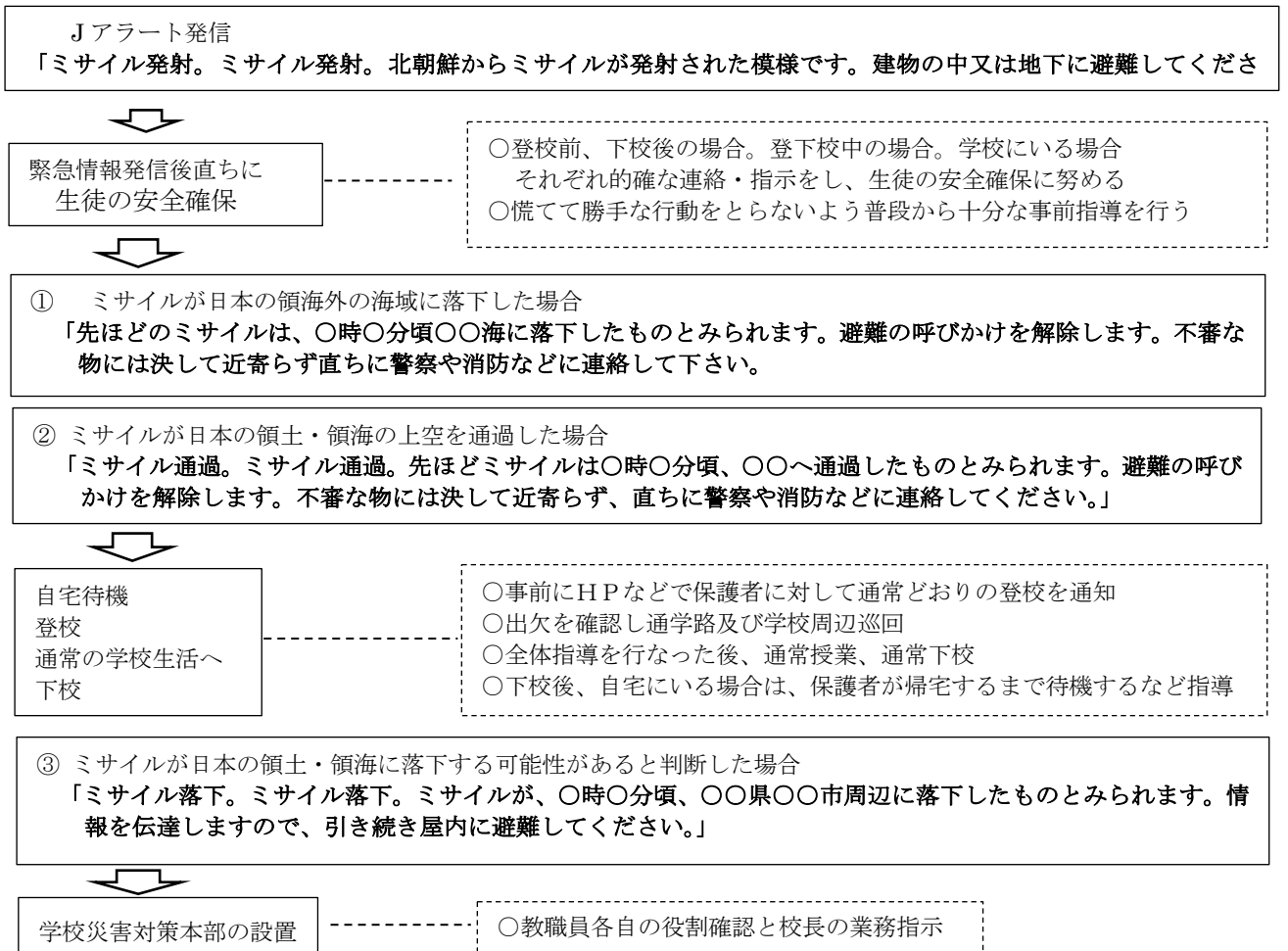


(9) Jアラート発信時の対応

【1.生徒への事前指導内容】

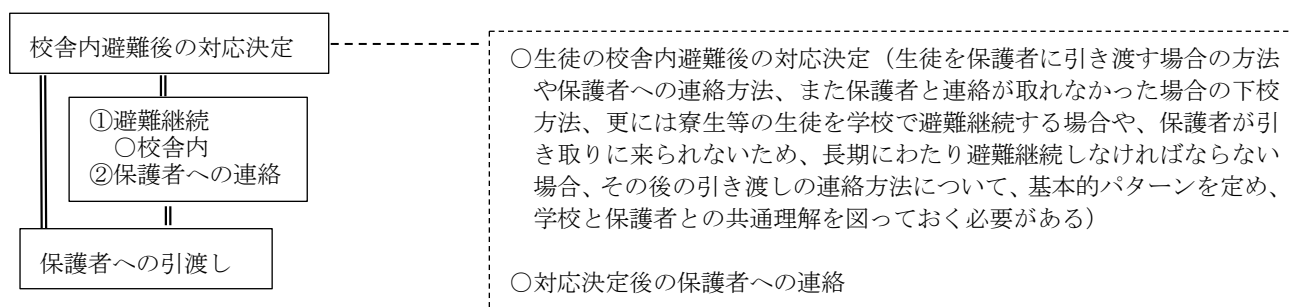
- (1) Jアラートのサイレン・メッセージが流れたら？
その場で静かに、よく聞く！
- (2) 避難はどうする？
- ① 近くの建物（公共施設や避難所など）や地下に一時避難する！
 - ② 近くに適当な建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る！
 - ③ 建物の中では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する！
 - ④ 自分の身を守りながら、避難場所に留まる！周りに異常がないことを確認できたら行動する！又は大人に助けを求め、周囲の大人の誘導に従う！
 - ⑤ 列車やスクールバス内にいる場合、車掌や運転手の指示に従って避難する！
- (3) 次の事にも気をつける！
- ① 不審物等には「近寄らない、さわらない、拾わない」！
 - ② Jアラートのサイレンは地震、津波等の自然災害でも鳴り出すということを理解する！
 - ③ 放課後、部活動、及び家の中では、Jアラートのサイレン・メッセージをよく聞き、避難行動がとれるようにする！
 - ④ 登下校中、もしくは帰宅した場合には、家族、学校、地域へ協力を求める！

【2.基本的対応】



(校長指示→ 教頭)

1	ミサイル落下後の対応	○生徒の不安に対する対処。落下地点の情報収集
2	被害状況の把握	○落下地域及びその近隣に帰省先がある生徒への配慮（情報伝達）
3	災害情報の収集	○マスコミ：被害の規模、放射能・細菌・薬などの二次災害の危険性等の情報収集 ○地域：学校周辺の被害状況、危険箇所、関係機関等の連絡
4	学園本部・学事課への報告	○被害状況、その他学校内外の指導事項の確認、その他の情報収集、状況に応じた臨時休校措置
5	外部との対応	○保護者、親類、知人、マスコミ等からの照会に対応。近隣学校間とのネットワークの確立（近隣学校間で情報交換する）
6	避難所の開設	○避難所開設



【3.被災状況別の対応例】

ア 授業中 ※ 指示は職員室で待機中の教職員が行う

場所	共通事項	個別事項
普通教室	○災害時、担当教諭	○机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかり持つよう指示（火気使用中の場合、消化の指示）
実習教室	○教師による安全確保の的確な指示(頭部の保護、窓や壁際から離れさせる)	○実験・実習中であれば、危機回避の指示（ガス・薬品・熱・車体等から離れる）
体育館	○火気使用中であれば消火する	○中央に集合させ、体を低くするよう指示（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある）
校庭	○生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認	○速やかに校舎内に入り、できるだけ窓から離れ、体を低くし頭部を保護するように指示
プール	○二次災害に備え、生徒達を落ち着かせる	○速やかに校舎内に入り、できるだけ窓から離れ、体を低くし頭部を保護するように指示（慌てず、できれば靴を履き移動する）
図書室		○書棚のほうに移動するよう指示する

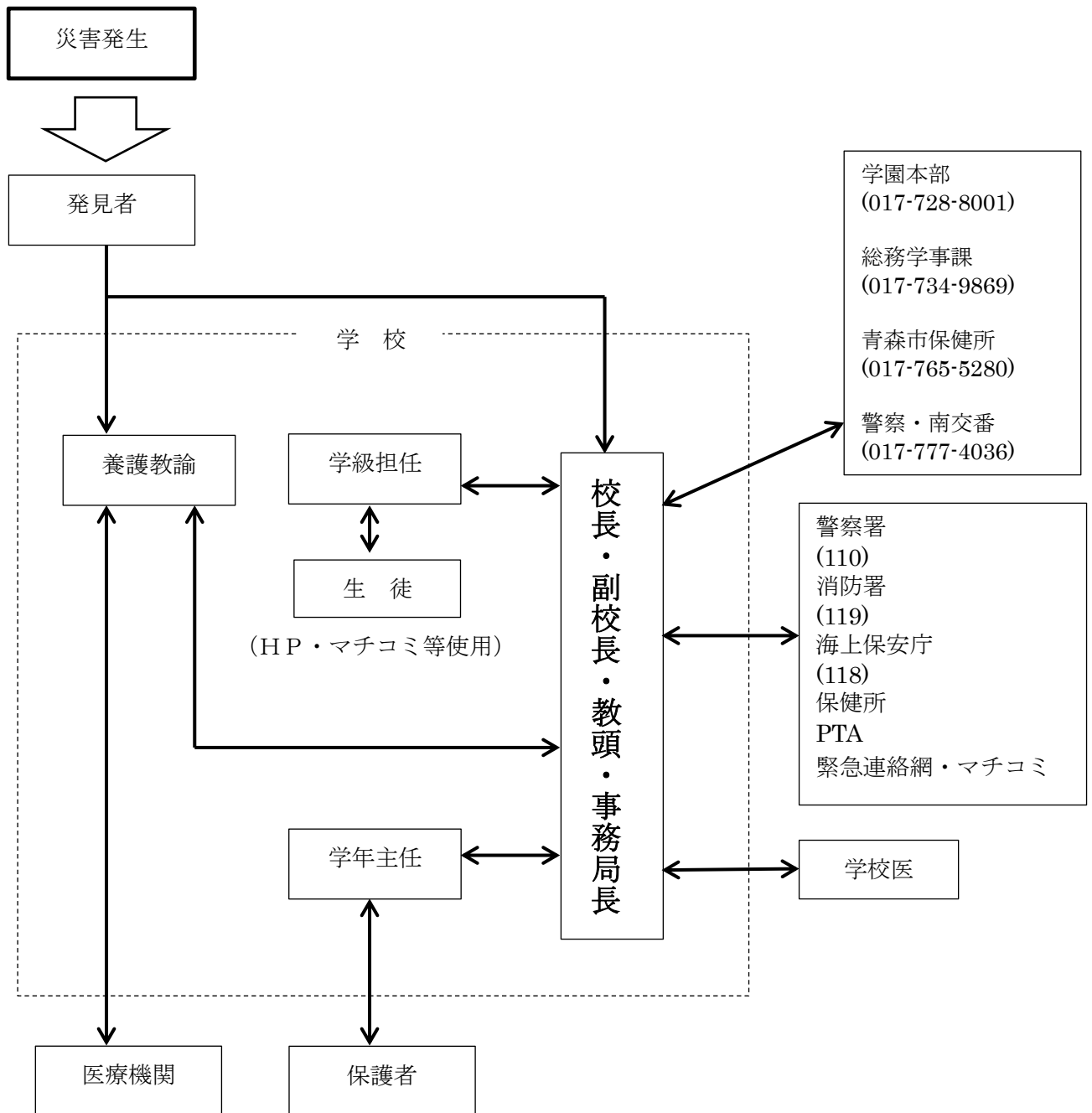
【指示例】

「北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。壁や窓から離れ、机の下に潜りなさい。両手で机の脚をしっかりと持ち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい。」

イ 始業前・休み時間・放課後（教師と生徒が離れている場合）

場 所	生 徒 の 行 動 (日常の防災教育の中で予め指導)	教 職 員 の 対 応
階 段 廊 下 トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> ○上着やカバン等で頭部を保護し、じっと待機する ○周囲の安全確認をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉放送等により全校に指示（直ちに頭部を保護して低い姿勢をとるよう指示する） ○教職員は分散して生徒の安全確保、指示誘導する
校庭等	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに校舎内に入り、できるだけ窓から離れ、体を低くし頭部を保護するように指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎外にいる生徒の安全確保、負傷者がいた場合は負傷者の応急手当をする

(10)校内情報連絡体制



※全市的レベルの災害が発生し、しかも電話が不通の状態における学園本部・総務学事課から学校への連絡等は、伝令により行うことが想定されることも念頭に入れておく

(11)主要連絡先一覧

○ 公所・医療機関一覧

学 園	学園本部	017-728-8001	中学校	017-762-5001
	高等学校	017-739-2001	自動車専攻科	017-728-5200
市役所	本庁舎	017-734-1111		
県 庁	総務学事課	017-734-9869		
消 防	青森消防署	119		
警 察	青森警察署	110	青森南交番	017-777-4036
海難事故	青森海上保安部	118		
保健所	青森市保健所	017-765-5280		
医療機関	青森市救急センター	017-773-6477	ふじた耳鼻咽喉科 クリニック	017-763-3387
	青森市民病院	017-734-2171	東ミナトヤ歯科医 院	017-718-0453
	県立中央病院	017-726-8111	浜田みやかわ眼科	017-764-6119
	あおもり協立病院	017-762-5500	村上病院	017-729-8888
			青森新都市病院	017-757-8750

◎改正・・・・・・・・平成 24 年 6 月 18 日

◎最終改正・・・・・・・・令和 6 年 4 月 1 日